

一般社団法人日本地球化学会
Geochemical Journal 学生論文賞細則

(目的)

第 1 条 本細則は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本会」とする。）の学会賞授賞規程の Geochemical Journal 学生論文賞（以下、学生論文賞）に関する事項を定めることを目的とする。

(授賞対象論文)

第 2 条 受賞年の前年の 1 ヶ年以内に Geochemical Journal (GJ) に公表された論文とする。但し、GJ 論文賞を受賞した論文は学生論文賞の対象としない。また、筆頭著者が論文投稿時、学生論文賞の選考時に本会を退会、不明、会費未納の場合は学生論文賞の対象としない。

(学生論文賞選考小委員会)

第 3 条 学生論文賞の選考について、本会に学生論文賞選考小委員会（以下、小委員会）を設ける。

2 委員長は GJ 編集長とする。

3 委員は本会会員の GJ 編集委員が担当する。委員長が必要と認めた場合は、非会員の GJ 編集委員を委員に含める。委員の任期は GJ 編集委員の任期と同じとする。

4 授賞対象論文の共著者である GJ 編集委員は委員を辞退する。GJ 編集長が授賞対象論文の共著者である場合、委員長は GJ 副編集長あるいは前任の GJ 編集長が担当する。

(受賞者選考)

第 4 条 選考は、本会の学会賞授賞規程第 8 条および本細則第 2 条に該当する授賞対象論文のリストに基づき、小委員会が授賞に値すると認めた原則 1 編論文を選び、選考理由を添えて学会賞受賞者選考委員会に推薦する。なお、推薦論文なしの場合もある。

(改廃)

第 5 条 本細則の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本細則は、令和 4 年 6 月 1 日より施行する。